

日本ロジテック協同組合破産に伴う債権回収について

千葉市では、北清掃工場の余剰電力を平成27年度に日本ロジテック協同組合へ売却していましたが、同組合が破産したことから、債権回収を進めて参りました。

このたび、同組合の破産手続きにおいて、破産管財人から千葉市に対し配当金の支払いが行われたため、お知らせします。

1 債権回収について

(1) 債権額

111,518,603円・・・①

(2) 回収債権額

78,265,963円・・・②

(内訳)

- ・ 履行保証保険金 32,425,000円
- ・ 新エネルギー等電気相当量(RPS)の売却 35,441,825円
- ・ 破産管財人からの配当金 10,399,138円

※RPS (Renewable Portfolio Standard: 再生可能エネルギー利用割合率)

電気事業者(電力会社など)は一定割合以上、太陽光発電や廃棄物発電などの新エネルギー発電を利用することを義務付けられており、自ら発電することができない場合他から新エネルギー等電気相当量を購入することなどができる。

(3) 未回収債権額 33,252,640円・・・①-②

2 経緯

本市では、平成27年度、北清掃工場における余剰電力を電気事業者(日本ロジテック協同組合)へ売却していましたが、年度途中から売却代金の未納が発生しました。平成28年3月4日に日本ロジテック協同組合との契約を解除し、訴訟準備を進めていたところ、同年4月15日に東京地方裁判所において破産手続きの開始が決定されました。市として債権回収に向けて検討をしましたが、破産手続きの開始が決定された状況下では、訴訟を提起し勝訴したとしても資産差し押さえ等での債権の回収が困難なため、訴訟を提起しないこととしました。

その後、破産管財人が破産法に基づき諸手続きを進めた結果、最終的に配当額が確定、本年6月21日、本市に対し配当金の支払い(最後配当)が行われました。

3 今後の対応について

未回収債権については、日本ロジテック協同組合が破産していることから、本年度に不納欠損処理を行う予定です。